

自動車業における表示に関する公正競争規約

下線部が変更箇所

変更案	現行
第1章 総則 (目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第36条第1項の規定に基づき、日本国内における自動車の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約において「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）をいう。 2 この規約において「新車」とは、次のものをいう。 (1) 国内において初度登録又は検査される前の自動車 (2) 海外の自動車製造業者又は輸出代理業者（製造業者の指定する代理人を含む。）の発行する送り状又は売渡し証により輸入された自動車 3 この規約において「中古自動車」とは、次のものをいう。 (1) 国内において初度登録又は検査された自動車 (2) 国内において登録せず又は検査を受けないで使用された自動車 (3) 前項第2号に規定する以外のものの発行する送り状又は売渡し証により輸入された自動車 4 この規約において「事業者」とは、新車を製造する事業者及び輸入車を取り扱う事業者であって海外の製造業者に代わり責任を有する事業者（以下「製造業者」という。）、自動車を販売する事業者（以下「販売業者」という。）並びに自動車の取引を仲介する事業者をいう。	第1条～第9条 （略）

変更案	現行
5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給する商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1) 商品による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌、その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇、電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。） 第2章 新車 (必要な表示事項) 第3条 事業者は、新車に関するカタログを作成するときは、次に掲げる事項をそれぞれ自動車業における表示に関する公正競争規約の施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1) 事業者の住所及び氏名又は名称 (2) 車名及び主な仕様区分 (3) 標準装備品及びオプション装備品の内容 (4) 主要諸元 2 販売業者は、一般消費者に新車の商談を行うときは、次に掲げるいずれかの方法により、販売価格を表示しなければならない。 (1) 価格表 (2) 価格表に準ずるもの	

変更案	現行
3 販売業者は、一般消費者に販売する目的で新車を店頭に展示する場合には、前項の表示方法によるほか、価格表示用紙により販売価格を表示することができる。この場合、施行規則で定めるところにより、邦文で見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 4 事業者は、新聞等の新車に関する商品広告において、値引額、値引率、「特価」等により価格が有利である旨を表示する場合には、その根拠となる販売価格を表示しなければならない。 5 事業者が前三項の規定に基づく場合を含め、インターネット及び新聞、雑誌等の広告、カタログ等に販売価格を表示する場合は、施行規則で定めるところにより表示しなければならない。 6 事業者は、インターネット及び新聞、雑誌等の広告に通信販売を行う旨を表示する場合には、前項の規定により販売価格を表示するほか、施行規則で定める通信販売を行う際の必要表示事項を表示しなければならない。 (特定用語の表示基準) 第4条 事業者は、新車の表示に関し、次の各号に掲げる用語について表示する場合は、それぞれ当該各号の定める基準に従い、施行規則で定めるところによるものとする。 (1) 最上級を意味する用語 「首位」、「第1位」、「トップ」、「最高」、「最長」、「BIGGEST」その他の最上級を意味する用語を表示する場合は、その裏付けとなる客観的数値等又は根拠を付記すること。 (2) 「完全な…」等の用語 「完全な…」、「完璧な…」、「絶対的な…」等の用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示すること。 (3) 「このクラス…」等の抽象的用語 「このクラス…」、「ひとつ上のクラス…」等の抽象的用語を表示する場合は、エンジン排気量、積載重量等クラス区分の具体的内容を付記するこ	

変更案	現行
と。 (4) 「新発売」等の用語 「新発売」、「新型登場」等の商品が新しくなったことを意味する用語を新聞、雑誌、テレビ、ラジオ及びインターネット等を用いて表示する場合は、施行規則で定めるところにより表示すること。 (特定事項の表示基準) 第5条 事業者は、新車の表示に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、それぞれ当該各号の定める基準に従い、施行規則で定めるところによるものとする。 (1) ランキング表示 生産台数、登録台数等のランキング表示を行う場合は、過去1か月以上その順位を確保しているときに限るものとし、その確保期間を明瞭に表示すること。 (2) 概数表示 生産量、国内販売量、輸出入量等に関する統計について、これを概数で表示する場合は、その誤差の許容範囲は、次のとおりとすること。 ア 金額表示 1パーセント以下 イ 自動車の台数表示 3パーセント以下 (3) 統計数値の出典 統計数値を表示する場合の数値の出典等については、団体等による統計数値とし、出典先を明瞭に表示すること。 (4) 燃料消費率 燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明瞭に表示すること。 (5) 最高速度及び発進加速並びに最高出力 最高速度及び発進加速並びに最高出力については、これを新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を用	

変更案	現行
いて表示する場合は、キャッチフレーズ又はアイキャッチャーとして使用しないこと。 (6) 安全、環境、衛生 新車の安全、環境、衛生に関する表示を行う場合は、客観的な根拠に基づき、具体的な内容を明瞭に表示すること。 (7) 写真、イラスト等 ア 新車の写真又はイラストを新聞、雑誌等に表示する場合は、具体的な説明を付記すること。 イ 写真又はイラストと販売価格を併用して表示する場合は、その写真又はイラストに使用する新車の販売価格を明瞭に表示すること。 (8) 競合銘柄との比較 競合銘柄との比較表示をする場合は、客観的な数値等を用い、その根拠を明示すること。 (9) 自動車競技 自動車競技の結果に関する表示を行う場合は、その競技の名称及び内容を明瞭に表示すること。 (10) 雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞 雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞に関する表示を行う場合は、その名称、主催者名、賞のカテゴリー、受賞時期等を明瞭に表示すること。 (11) 特別仕様車等 特別仕様車等の表示を行う場合は、特別仕様の内容と販売台数等に限定がある場合にあってはその内容を、施行規則に定めるところにより表示すること。 (特定の表示事項) 第6条 一般社団法人自動車公正取引協議会は、前三条に規定するもののほか、特定の表示事項又はその表示基準を施行規則で定めることができる。 (不当表示の禁止) 第7条 事業者は、新車に関する表示において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	

変更案	現行
(1) 第3条から第5条に規定する事項についての虚偽又は誇大な表示 (2) 新車の品質、性能その他の内容について虚偽若しくは誇大又はたとえ真実であっても一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (3) 特定車種にのみ適用する装備内容、仕様等による品質向上についてあたかも他の車種に適用するように誤認されるおそれのある表示 (4) 部分的にしか該当しない統計数値や内容等を表示する場合において、これがあたかも全般的に該当するかのように誤認されるおそれのある表示 (5) 新機構、新素材等の初搭載に関する表示を行う場合において、虚偽又は事実であっても一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (6) 他の事業者の信用度、経営政策、事業内容又は新車の品質、性能及び取引条件等について中傷し又はひぼうするような表示 (7) その他新車の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (不当な価格表示の禁止) 第8条 事業者は、新車に関する価格表示において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 表示価格では実際に購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認されるおそれのある表示 (2) 実際には表示価格に含まれていない付属品、特別仕様等を表示価格に含まれているかのように誤認されるおそれのある表示 (3) 実際には表示価格に含まれている付属品、特別仕様等を無償で供与するかのように誤認されるおそれのある表示 (4) 表示価格に含まれている付属品、特別仕様等について、実際に提供するものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (5) 「超激安」、「超特価」等の安いとい	

変更案	現行
う印象を与える用語を用い、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (6) 割賦販売の表示の場合において、割賦手数料、頭金、支払回数、支払期間、支払額、終了時の条件その他割賦販売条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (7) 個人リースの表示の場合において、頭金、支払回数、支払期間、支払額その他リース契約に関する条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (8) サブスクリプション等の賃貸の表示の場合において、頭金、支払回数、支払期間、支払額その他賃貸に関する条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (9) 実際には値引きでないにもかかわらず、値引きしているかのように誤認されるおそれのある表示 (10) 希望小売価格又は自店通常価格を比較対照価格として二重価格表示を行う場合における虚偽又は誇大な表示 (11) その他、新車の価格又は取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (おとり広告の禁止) 第9条 事業者は、新車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 取引の申出に係る新車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引には応じることができない場合のその新車についての表示 (2) 取引の申出に係る新車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示 (3) 取引の申出に係る新車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その	

変更案	現行
限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示 (4) 取引の申出に係る新車について、合理的な理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその新車についての表示 <u>(ステルスマーケティングの禁止)</u> <u>第9条の2 事業者は、自己の供給する新車の取引について行う表示であつて、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</u> (不当表示の教唆等の禁止) 第10条 事業者は、他の事業者を教唆して、第3条、第4条、第5条若しくは第7条から前条までの規定又は第6条の規定に基づいて定めた施行規則に違反する表示をさせてはならない。 2 事業者は、第3条、第4条、第5条若しくは第7条から前条までの規定又は第6条の規定に基づいて定めた施行規則に違反する表示をする事業者をほう助してはならない。 第3章 中古自動車 (必要な表示事項) 第11条 販売業者は、一般消費者に直接販売する目的で展示する中古自動車には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 (1) 車名及び主な仕様区分 (2) 初度登録年月（軽自動車にあつては初度検査年） (3) 販売価格 (4) 走行距離数 (5) 自家用、営業用、レンタカー、その他の別 (6) 自動車検査証の有効期限 (7) 前使用者の点検整備記録簿の有無 (8) 保証の有無 (9) 定期点検整備実施の有無 (10) 修復歴（車体の骨格に当たる部位の修正及び交換歴）の有無	(新設) 第10条～第15条 (略)

変更案	現行
2 販売業者は、インターネット及び新聞、雑誌等の広告に中古自動車の販売価格を表示する場合は、前項各号の事項及び塗色を表示するほか、施行規則で定めるところにより車台番号を表示しなければならない。 3 販売業者は、インターネット及び新聞、雑誌等の広告に中古自動車の通信販売を行う旨を表示する場合は、前項の規定により表示するほか、施行規則で定める通信販売の必要表示事項を表示しなければならない。 (特定の車両状態についての表示及び書面の交付) 第12条 販売業者は、中古自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める事項を、書面を用いて、明瞭に表示しなければならない。ただし、前条第2項及び第3項の場合においては、施行規則で定める表示によることができるものとする。 (1) 走行距離計が取り替えられている車両 (走行距離計の取替え前及び取替え後のキロ数、取替えを実施した事業者並びに取替えを実施した年月日を示す定期点検整備記録簿等の書類が備え付けられている車両をいう。以下同じ。)であって、次条第1号に定めるシールが貼付されているもの 走行距離計が取り替えられている旨並びに取替え前及び取替え後のキロ数 (2) 走行距離数に疑義がある車両(走行距離計の示す走行距離数が実走行距離数であるか疑わしい車両をいう。以下同じ。) 走行距離数に疑義がある旨 (3) 走行距離計が改ざんされている車両 (走行距離計の示す走行距離数が実走行距離数でないことが明らかな車両をいう。ただし、第1号に定める車両を除く。以下同じ。) 走行距離計が改ざんされている旨 (4) 定期点検整備実施の有無が「定期点検整備なし」で要整備箇所がある車両 要整備箇所 (5) 修復歴(車体の骨格に当たる部位の修正及び交換歴)がある車両	

変更案	現行
修復歴の部位 2 販売業者は、前項による書面を用いた表示を行う場合は、前条第1項に規定する中古自動車にあつては、外部から見やすい場所に表示しなければならない。 3 販売業者は、第1項に規定する中古自動車の購入者に対し、第1項本文に規定する事項を表示した書面を交付しなければならない。 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、販売業者がインターネットの広告を用いて、中古自動車の通信販売を行う旨を表示する場合は、同項本文の規定を準用する。この場合において、「書面を用いて」とあるのは「インターネットの広告に」と読み替えるものとする。 (走行距離計が取り替えられている場合等のシールの貼付) 第12条の2 販売業者は、中古自動車が次の各号の一に該当する場合は、その旨を、施行規則に定めるシールを用いて、センターピラー（運転席側）に貼付することにより、明瞭に表示しなければならない。 (1) 走行距離計が取り替えられている車両 (2) 走行距離計が改ざんされている車両 (特定事項の表示基準) 第13条 販売業者は、中古自動車に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、それぞれ当該各号に定める基準に従い表示するものとする。 (1) 写真、イラスト等 中古自動車の写真、イラスト等と販売価格を併用して表示する場合は、その写真、イラスト等に使用する中古自動車の販売価格を表示する。 (2) 最上級を意味する用語 「最高」、「最上」、「超極上」等の最上級を意味する用語を表示する場合は、その裏付けとなる客観的、具体的根拠を付記する。 (3) 「完全な」、「完璧な」等の表示 「完全な」、「完璧な」、「絶対的な」等の用語は、客観的、具体的根拠に基づき、社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示する。	

変更案	現行
(不当表示の禁止) 第14条 販売業者は、中古自動車を販売するに際し、次に掲げる表示をしてはならない。 (1) 第11条に規定する必要な表示事項又は第12条に規定する特定の車両状態についての虚偽の表示 (2) 車名、年製又は仕様について誤認されるおそれのある表示 (3) 特に新しいという印象を与えるため、「準新車」、「旧型新車」、「新装車」、「新粧車」、「新古車」等、中古自動車でないかのように誤認されるおそれのある表示 (4) 「超激安」、「超特価」等の安いという印象を与える用語を用い、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (5) 走行距離を示す計器の操作、取替えなどにより、走行距離について、実際のものよりも少ないものであるかのように誤認されるおそれのある表示 (6) 修復歴があるにもかかわらず、その旨を表示しないことにより、修復歴がないかのように誤認されるおそれのある表示 (7) 冠水車であるにもかかわらず、その旨を表示しないこと等により、冠水車でないかのように誤認されるおそれのある表示 (8) 品質、性能及び整備状況について、実際のものよりも優良であるかのように誤認されるおそれのある表示 (9) 表示された価格では実際に購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認されるおそれのある表示 (10) 割賦販売の表示の場合において、割賦手数料、頭金、支払回数、支払期間、支払額、終了時の条件その他割賦販売条件について実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (11) 個人リース表示の場合において、頭金、支払回数、支払期間、支払額その他リース契約に関する条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (12) サブスクリプション等の賃貸の表示の	

変更案	現行
場合において、頭金、支払回数、支払期間、支払額その他賃貸に関する条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (13) 販売価格に整備費用が含まれていないにもかかわらず、含まれているかのように誤認されるおそれのある表示 (14) アフターサービス、保証条件その他の取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示 (15) 他の事業者の信用度、経営政策、事業内容又は中古自動車の品質、内容及び取引条件等について、中傷し又はひぼうするような表示 (16) その他中古自動車の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも、著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (おとり広告の禁止) 第15条 販売業者は、中古自動車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 取引の申出に係る中古自動車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその中古自動車についての表示 (2) 取引の申出に係る中古自動車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古自動車についての表示 (3) 取引の申出に係る中古自動車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古自動車についての表示 (4) 取引の申出に係る中古自動車について、合理的な理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその中古自動車についての表示	

変更案	現行
<u>(ステルスマーケティングの禁止)</u> <u>第15条の2 事業者は、自己の供給する中古自動車の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</u> (準用) 第16条 中古自動車の販売については、第6条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第6条中「前三条」とあるのは「第11条から第13条まで」と、第10条中「第3条、第4条、第5条若しくは第7条から前条までの規定又は第6条の規定」とあるのは「第11条から<u>第15条の2</u>までの規定又は第16条の規定により準用された第6条の規定」と読み替えるものとする。 第4章 自動車公正取引協議会 (規約の運用機関) 第17条 この規約の運用機関は、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。 (公正取引協議会の事業) 第18条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。 (2) 一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。 (3) この規約に基づく表示基準の設定に関すること。 (4) この規約の適用を受ける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。 (6) 景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 (7) 自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。 (8) 一般消費者からの苦情の処理に関する	(新設) (準用) 第16条 中古自動車の販売については、第6条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第6条中「前三条」とあるのは「第11条から第13条まで」と、第10条中「第3条、第4条、第5条若しくは第7条から前条までの規定又は第6条の規定」とあるのは「第11条から<u>第15条</u>までの規定又は第16条の規定により準用された第6条の規定」と読み替えるものとする。 第17条・第18条 (略)

変更案	現行
こと。 (9) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。 (10) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。 第5章 違反に対する調査・措置 (違反に対する調査等) 第19条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条から<u>第15条の2</u>までの規定（第10条については、第16条において準用する場合を含む。）又は第6条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づいた施行規則の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に資料の提出、報告を求め、参考人の意見を求め、その他必要な調査をすることができる。 2 公正取引協議会は、第3条、第7条から<u>第9条の2</u>まで、<u>第11条から第12条の2</u>まで及び<u>第14条から第15条の2</u>までの規定の遵守状況について、事業者に資料の提出又は報告を求める等、必要な調査をすることができる。 3 事業者は、前二項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 4 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者又は虚偽の報告を行った事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 5 第1項及び第2項の規定により調査を行う者が関係事業者の事務所、その他事業を行う場所に立ち入るときは、身分を示す証票を関係者に提示しなければならない。 (違反に対する措置) 第20条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条から<u>第15条の2</u>までの規定（第10条については、<u>第16条</u>において準用する場合を含む。）又は第6条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて定めた施行規則の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対	(違反に対する調査等) 第19条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条から<u>第15条</u>までの規定（第10条については、第16条において準用する場合を含む。）又は第6条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づいた施行規則の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に資料の提出、報告を求め、参考人の意見を求め、その他必要な調査をすることができる。 2 公正取引協議会は、第3条、第7条から<u>第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条及び第15条</u>の規定の遵守状況について、事業者に資料の提出又は報告を求める等、必要な調査をすることができる。 3～5 (略) (違反に対する措置) 第20条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条から<u>第15条</u>までの規定（第10条については第16条において準用する場合を含む。）又は第6条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて定めた施行規則の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違

変更案	現行
し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従わないときは、当該事業者に対し、200万円以下の違約金を課し、若しくは除名し、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、規約第14条第5号から第7号までの規定及び第9号の規定に該当する行為を行つた事業者に対し、第1項の警告に併せて、又は警告に代えて100万円以下の違約金を課すことができる。 4 公正取引協議会は、第1項の警告を受けた事業者（前項の規定に基づき違約金を課された事業者を除く。）が、施行規則で定める期間内に同様の違反行為をしたときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課すことができる。 5 公正取引協議会は、第3項の規定に基づき違約金を課された事業者が、施行規則で定める期間内に同様の違反行為をしたときは、当該事業者に対し、500万円以下の違約金を課すことができる。 6 公正取引協議会は、前条第4項又は前各項の規定により警告をし、又は違約金を課し若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （違反に対する決定） 第21条 公正取引協議会は、第19条第4項又は前条第2項から第5項までの規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主	反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。 2～6 （略） 第21条・第22条 （略）

変更案	現行
張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 第6章 雑則 (施行規則) 第22条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。 2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	

附 則

この規約の変更は、令和7年4月1日から施行する。